

令和4年10月21日

飯塚市長 片峯 誠様

印刷業務の指名競争入札(見積)における参加資格の見直しと

印刷業務の指名競争入札(見積)における最低制限価格の制定に関する要望書

飯塚市長におかれましては、日々市政へ尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、この度は我々印刷業界が抱える問題を是非解決していただきたくご要望させていただきます。

飯塚市役所の印刷業務の発注に際しては、現在、物品の指名入札業者として十数社の業者が参加しており、入札物件の内容の多くは印刷を中心としたものになっています。

しかし、現在入札に参加している業者の中には、印刷機の設備を自社で保有していない方々が半数ほど参加されております。我々印刷業を生業としているものは、多額の設備投資を行い、機械を操作するものを雇い、資材を購入し、営業活動を行ったうえで、安全

性をはじめとする多くのリスクと相対しながら、日々会社経営しており、市発注業務の受注に関しても、当然ながら、それ相応の費用が必要になります。

他方で、印刷機の設備を保有していない業者が、市発注業務を大手激安印刷会社に印刷を外注し行うコストは、我々と比較にならないほど低額で済むことは容易に想像できます。

また、最低制限価格が制定されていないためこの不景気の真っ只中であってもより多くの利益を捨て、少しでも赤字に近づけた業者のみが落札されるという異常な状態に突入しています。

このような状態で行われる競争が公正かつ公平な競争であるとは思えませんし、このような状態は、市の入札方針である市内業者優先・分離分割発注と言う面で考えても、正しい姿ではないと確信しています。

このままの状態で行われ続けることは市内の印刷業の衰退を招き、ひいては多くの印刷業者の倒産を招く事態になるのではないかと、更には市内の雇用減少と資材納入業者の売上低迷に繋がり、市の停滞にも繋がりがねないのではないかと危惧しております。

本要望と同様の趣旨の陳情書を平成30年9月に当時の議長宛に提出し、発言はしていただきましたが何ら進展のないまま4年が過ぎました。我々はこのような状況を一日でも早い改善を期待し下記の事項について、~~行政へ働き~~ ~~きたく~~ ~~ここに~~要望申し上げます。

1. 各課から発注の40万円以下の物件に関しては現在参加資格のある全社において可能とする。
2. 契約課より発注の40万円以上80万円以下の見積物件に関しては、データ処理可能なパソコンの**所有且つオンデマンド印刷機**など小ロット対応型の印刷機1台以上の保有業者において可能とする。
3. 契約課より発注の80万円以上の入札物件に関しては、データ処理可能なパソコンの**所有且つ平版、活版、輪転機**など大ロット対応の印刷機1台以上の保有業者において可能とする。
4. 40万円以上の入札(見積)物件の最低制限価格を導入してください。福岡県庁を始め多くの自治体で印刷請負に係る最低制限価格制度の実施が進んでおります。現状各課の印刷物担当者は予算見積もりを全て業者に提出してもらっています。その際数社にて予算見積もりを取っていることも把握しております。そこから落札予定価格を算出するのであれば最低制限価格を制定することも何ら難しい業務とは考えられません。是非、最低制限価格を導入していただき健全かつ公正な競争を実現させていただきたい。

以上、宜しく願い申し上げます。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]